

夢洲の都市計画変更を考える市民懇談会との協議等議事録（要旨）

環境局  
港湾局

- 1 日 時 令和 2 年 2 月 21 日（金） 午後 2 時 ～ 午後 4 時まで
- 2 場 所 本庁舎 B1F 第 1 共通会議室
- 3 団 体 名 「夢洲の都市計画変更を考える市民懇談会」
- 4 協議等の趣旨 「万博施設建設への環境影響評価方法書」に対する意見書への回答及び今後の進行・計画についての質問
- 5 出 席 者  
（団体側）  
代表者 他 18 人  
（本 市）  
環境局 2 人  
港湾局 2 人
- 6 議 事  
（1） 2025 年日本国際博覧会環境影響評価に関する今後のスケジュールについて  
（項目番号 1、3）  
団体要望概要  
・市長意見を述べるまでのスケジュールを明らかにするとともに、市長意見を述べた際には、速やかに公表されたい。  
本市説明概要  
・現在、本市環境影響評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）において審議いただいております、令和 2 年 2 月 26 日に専門委員会の検討結果についての最終とりまとめをしていただく予定である。  
専門委員会から答申が出されれば、その内容を踏まえて、3 月 6 日までに市長意見を述べることとなる。  
答申の内容及び市長意見については、当日に報道提供を行い、ホームページに掲載する。

(2) 市長意見への意見書の内容の反映について（項目番号2，3）

団体要望概要

- ・団体から主に次のような内容の意見書を提出しており、これらの内容を踏まえて市長意見を述べるべきである。
- ①大阪市環境基本計画でも掲げられているSDGsの観点を踏まえた環境影響評価を実施すること。
- ②事業実施に伴い、大量の温室効果ガスや廃棄物が排出されることとなるため、その視点を踏まえて環境影響評価を実施すること。
- ③夢洲は生物多様性ホットスポットに選ばれており、そのような場所の保全のため、戦略的環境アセスメントを実施すること。
- ④大気質の調査範囲等、環境影響評価の実施区域を拡大すること。
- ⑤事業計画が方法書の内容では不鮮明であるため、明確にすること。
- ⑥環境影響評価手続きにおいて、防災等のリスクマネジメントを行うこと。
- ⑦夢洲での他の事業との複合的な影響も反映すること。

本市説明概要

- ・いただいた意見書については、専門委員会に報告を行い、その内容も踏まえて現在審議いただいている。
- ①本市環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）では、本市環境基本計画の目標、方針の達成と維持に支障がないことを評価の観点の一つとしており、SDGsの観点も踏まえて審議いただいている。
- ②地球温暖化対策や廃棄物等の各項目についても、方法書で対象とすることとされているが、その内容に問題がないか審議いただいている。
- ③大阪市環境影響評価条例に基づいて実施するものであり、戦略的環境アセスメントは実施されない。
- ④調査地点等の範囲は、事業の実施による影響があると考えられる範囲を対象としており、その妥当性についても現在審議いただいている。
- ⑤方法書の記載内容は、技術指針に示されている内容を満足しており、問題はないものと考えている。
- ⑥環境影響評価は、環境の保全及び創造について取り扱うものであり、防災については対象としていない。
- ⑦技術指針において近接する地域での他の事業との複合影響についても検討することとしており、複合影響についても加味すべきものと考えている。